

1. 協議の場を設けた区域の範囲

萩原地区（萩原集落）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年2月23日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

個人                      4経営体

(2) 農地の集積面積

15.7ha

4. 地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

萩原地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体と基本構想水準到達者1経営体が担っていく。

また、中心経営体の分散錯圃を解消し、集約化を図る。

5. 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地中間管理事業の活用方針

- ・中心経営体に貸し付ける場合には、農地を機構に貸し付けていく。
- ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として機構に貸し付ける。

(2) 基盤整備への取組方針

- ・農地の汎用性を高めるため、フォアス等の排水対策に取り組む。

(3) 鳥獣被害防止対策の取組方針

- ・侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。